

議案第 47 号

北名古屋市手数料条例の一部改正について

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 6 月 1 日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの再発行に係る手数料の納入先が市から地方公共団体情報システム機構に変更となるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

北名古屋市手数料条例（平成18年北名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表2の2行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係手数料を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。